

洲本市知的障害者（児）主要福祉施策のあらまし

令和8年4月1日現在

制度の名称		要件・内容		窓口
手当等	障害基礎年金の支給	被保険者が国民年金法に定める障害程度に該当する障害となった時、又は20歳未満で障害者になった方【個別要件あり】	年額 1級 1,059,125円 または 1,056,125円(※) 2級 847,300円 または 844,900円(※) (※) 昭和31年4月1日以前に生まれた方	保険医療課国保年金係 明石年金事務所
	特別児童扶養手当の支給	20歳未満の身体又は精神に重度・中度障害のある児童を監護養育する保護者【所得制限あり】	月額 1級58,450円 2級38,930円 支給月 4・8・11月	子ども子育て課
	特別障害者手当の支給	在宅重度心身障害者で、日常生活に常時特別の介護を要する20歳以上の方【所得制限あり、原則診断書必要】	月額 30,450円 支給月 5・8・11・2月	福祉課 窓口サービス課(五色庁舎)
	障害児福祉手当の支給	20歳未満の在宅重度心身障害児で、日常生活に常時特別の介護を要する方【所得制限あり、原則診断書必要】	月額 16,560円 支給月 5・8・11・2月	福祉課 窓口サービス課(五色庁舎)
	介護手当の支給	在宅で常時臥床の状態(6ヶ月以上)、又はこれと同等の状態にある障害者(原則65歳未満)を介護する方 *市民税非課税世帯で、障害福祉サービス及び介護保険サービスを利用していない方(家族介護手当事業等の介護を理由とする給付金支給対象者は除く)	年額 100,000円 支給月 2月 ※初年度は申請月に応じて減少	福祉課 窓口サービス課(五色庁舎)
	兵庫県心身障害者扶養共済制度	重度の知的障害者を扶養する65歳未満の親族が加入できる。 加入者死亡のとき 月額20,000円支給 障害者死亡のとき 一時金支給		福祉課 窓口サービス課(五色庁舎)
給付等	重度心身障害者医療費公費負担	療育手帳A判定の方 疾病、負傷、訪問看護について医療保険による給付が行われた場合の自己負担額を公費負担する。【所得制限あり】		保険医療課 窓口サービス課(五色庁舎)
	他公費医療助成制度	重度心身障害者医療費制度と他公費医療助成制度(自立支援医療「精神」以外)を受給している方 重度心身障害者医療費受給者が他の公費負担医療制度を利用した場合の保険診療による医療費の自己負担額から、重度心身障害者医療費制度の一部負担金に相当する額を控除した額を助成。		保険医療課
	日常生活用具の給付	重度障害者の日常生活を便利にするための用具(紙おむつ)給付【原則1割負担】 ※療育手帳Aかつ身体障害者手帳2級以上の交付を受けている方に限ります。	購入前に申請が必要です	福祉課 窓口サービス課(五色庁舎)
税の減免	所得税	障害者控除(療育手帳B1, B2) 27万円	特別障害者控除(療育手帳A) 40万円	税務署
	住民税	障害者控除(療育手帳B1, B2) 26万円	特別障害者控除(療育手帳A) 30万円	税務課
	相続税	障害者が相続した際、税控除される場合があります		税務署
	マル優(非課税貯蓄制度)	預金や、公債(国債、地方債)などの元本350万円までの利子に対する所得税と住民税を非課税にできる制度。		各金融機関
	軽自動車税種別割	障害者の移動手段としてもっぱら継続的に使用される以下の自動車が対象(要件等の詳細については各窓口にお問い合わせください)		税務課
	自動車税種別割 (軽自動車税種別割)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者またはその方の親族で生計を一にする方が取得または所有し、運転する自動車 ・障害者のみの世帯の方が取得または所有する自動車で、その方を常時介護する方が運転する自動車 		県税事務所 県税事務所
交通	JR運賃の割引	療育手帳の交付を受けている方の運賃5割引など 対象要件、割引条件、購入方法等はJR各社窓口にお問い合わせください。		JR各社窓口
	私鉄・船舶・バス運賃の割引	会社ごとに割引の取扱が異なりますので、各社窓口にお問合せ下さい。		各社窓口
	外運賃の割引	療育手帳の交付を受けている方が乗車する外運賃1割引 取扱については、各社窓口にお問い合わせください。		各社窓口
	国内航空運賃の割引	療育手帳の交付を受けている方の運賃割引など 会社ごとに割引の取扱が異なりますので、各社窓口にお問合せ下さい。		各社窓口
	移動手段確保事業助成券	助成券交付枚数 600円券：48枚 100円券：144枚 ※申請月に応じて減少	療育手帳(A判定)の交付を受けた方で、次の要件をすべて満たしている方 <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法による第1種社会福祉事業を行う施設に入所していない方 ・介護保険法による介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院(旧：介護療養型医療施設)に入所していない、または入院していない方 ・医療法に規定する医療提供施設に入院していない方 ・当該年度分(4月から6月までの間に申請の場合は前年度分)の所得税及び市民税のいずれかが非課税の方 ・県及び市条例により自動車税又は軽自動車税の減免を受けていない方 	
有料道路通行料金の割引	重度の知的障害者(第1種)を乗せて、介護者が運転する場合(対象となる自動車等については、お問い合わせ下さい。)5割引 手帳への登録等の手続きは、市福祉課又は窓口サービス課においてできます。 療育手帳(原本)・自動車検査証(原本)等(割賦契約または長期リースにより自動車を利用されている場合は、割賦契約書又はリース契約書をあわせて)を持参し申請して下さい。また、ETCご利用の方は、障害者本人名義(20歳未満の場合は親権者等名義)のETCカードとETC車載器セットアップ申込書・証明書もあわせて持参し申請して下さい。			福祉課 窓口サービス課(五色庁舎)

制度の名称	要件・内容		窓口
駐車禁止除外指定車標章の交付	療育手帳の交付を受けている方で、重度（A判定）に該当する方 ※要件の詳細や申請に必要な書類等については、事前に洲本警察署にお問い合わせください。		洲本警察署
運転免許取得費助成	療育手帳を所持し、新規に免許を取得した者で市内に1年以上居住している方。（取得後1ヶ月以内に申請） 助成額は免許取得に要した費用の2/3以内、ただし10万円を上限とする。【所得制限、その他要件あり】		福祉課 窓口サービス課（589号）
兵庫ゆずりあい駐車場制度	療育手帳 A 判定の交付を受けた者で、歩行が困難な方が、障害のある方など向けの駐車場枠を適正にご利用いただくために「兵庫ゆずりあい駐車場利用証」を交付。		福祉課 窓口サービス課（589号） 洲本健康福祉事務所
生活福祉資金の貸付	生業費、支度費、技能習得費、生活資金、住宅資金等（保証人なしの場合・利子 年 1.5% 保証人ありの場合・無利子） 【貸付については、貸付条件、限度額等の制限あり】		社会福祉協議会 26-0022
青い鳥郵便葉書無償配布	療育手帳 A 判定の交付を受けた方 一人につき20枚 期間：4月1日～5月31日の間		郵便局
電話番号案内料の免除	療育手帳の交付を受けている方 ふれあい案内の登録（0120-104-174）が必要 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時（祝日・年末年始除く）		NTT
NHK放送受信料	全額免除	知的障害者が世帯構成員であり、世帯全員が市民税非課税の場合	福祉課・窓口サービス課 NHK
	半額免除	重度の障害者が世帯主の場合でかつ受信契約者の場合	
ケーブルテレビ月額利用料金 ※令和8年度の申請対象者は、令和8年2月20日時点の右記手帳所持者	全額免除	市民税が非課税（世帯全員）で、重度（A判定）の知的障害者を有する世帯（世帯員のうち70歳以上は所得割が非課税であれば可）	DX推進課 窓口サービス課
	半額免除	重度（A判定）の知的障害者が世帯主の世帯	
携帯電話基本使用料等	療育手帳の交付を受けた方の基本使用料の割引など 対象要件、割引内容、申込み方法等は取扱店にお問い合わせください		ショップ または取扱店
障害福祉サービス	障害者の地域での自立した生活を支援します。 ※65歳以上の方は介護保険制度が優先されます。		
	介護給付	障害程度が一定以上の方に生活上、又は療養上の必要な介護を行います。 ・居宅介護（ホームヘルプ） ・行動援護 ・療養介護 ・重度訪問介護 ・重度障害者等包括支援 ・生活介護 ・同行援護 ・短期入所（ショートステイ） ・施設入所支援	
	訓練等給付	身体的、又は社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行います。 ・自立訓練 ・自立生活援助 ・共同生活援助（グループホーム） ・就労移行支援 ・就労継続支援 ・就労定着支援	
	児童通所サービス	日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。 ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援	
地域生活支援事業	移動支援	屋外で移動が困難な方等に、外出や社会参加を行うための支援を行います。	
	日中一時支援	日常的に介護している家族等の支援が受けられない場合に、日中帰りによる活動の場を提供します。	
ヘルプマーク・ヘルプカード	内部障害・難病など外見から援助や配慮が必要とわかりにくい方が、周囲に認識してもらいやすいよう身につけるもの（交付にあたり手帳等の提示や写しの添付は必要ありません）		福祉課 窓口サービス課（589号）

*詳細は各窓口にお問い合わせ下さい

○ 市内所在の相談支援事業所一覧

障害のある方が地域で生活していくための支援をしてくれる相談支援事業所があります。気軽に相談してみてください。

事業所名	所在地	連絡先
身体障害者生活支援センターフローラすもと	洲本市鮎屋字久シ原636番地	TEL 22-5448/FAX 22-5446
淡路障害者生活支援センター	洲本市上加茂7番地	TEL 26-0525 (FAX 兼用)
五色精光園相談支援事業所	洲本市下加茂1丁目6番6号	TEL 38-6181/FAX 38-6182
淡路聴覚障害者相談支援事業所	洲本市中川原町中川原222-2	TEL 090-6208-0942/FAX 28-0992
洲本市社会福祉協議会相談支援事業所	洲本市山手2丁目2-26	TEL 26-0022/FAX 26-0021
みんないっしょ	洲本市納231番地8	TEL 24-5035/FAX 53-9070
在宅介護支援センター五色園	洲本市五色町鳥飼浦2277番地3	TEL 34-0550/FAX 34-0820
相談支援事業所 Cocon	洲本市納512番地3	TEL 080-4642-4803/FAX 38-4059